

号外 第43号 平成 29 年 12 月 21 日(木) (毎週 火 · 金 発 行 )

### 次 $\blacksquare$

- ○熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改
  - 正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(人事課)
- ○熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する
- 条例……………(県政情報文書課)
- ○熊本県農業振興促進審議会条例の一部を改正する条例・・・・・・(農地・担い手支援課)

# 本号で公布された条例のあらまし

# ◇ 熊 本 県 知 事 の 権 限 に 属 す る 事 務 処 理 の 特 例 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

- 地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う所要の規定を整理するこ ととした。(別表第10号関係)
- 次に掲げる事務について、それぞれに掲げる市町村が処理することとした。 1) 農地法に基づく事務のうち、農地の転用許可等に関する事務(別表第17 (1)号関係)

移譲先:宇城市、氷川町

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく事務のうち、ダイオキシン類土壌 汚染対策地域の指定及びダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定等に関する事 務 (別表第42号関係)

移譲先:熊本市

この条例は、平成30年4月1日から施行することとした。ただし、1は、公 布の日から施行することとした。

# ◇ 熊 本 県 情 報 公 開 条 例 及 び 熊 本 県 個 人 情 報 保 護 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

- 次の2条例について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11 年法律第42号)、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及 び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号) の一部改正を踏まえ、所要の規定を整備することとした。
  - (1)
  - 熊本県情報公開条例(第7条関係)【第1条】 熊本県個人情報保護条例の一部改正(第2条、第7条、第16条、第17 (2)第34条関係)【第2条】
- この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第2条中熊本県個人 情報保護条例第2条第7号を同条第8号とし、同条第4号から同条第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に1号を加える改正規定及び同条例第7条第 5項の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から起算して6月を超えな い範囲において規則で定める日から施行することとした。
- 所要の準備行為及び経過措置を定めることとした。

## ◇ 熊 本 県 農 業 振 興 促 進 審 議 会 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

- 農村地域工業等導入促進法の一部改正等に伴う所要の規定の整理を行うことと 1 した。(第1条、第2条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

### 条 例

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに 公布する。

平成29年12月21日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

## 熊本県条例第42号

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年熊本県条例第58 号)の一部を次のように改正する。

別表第10号事務の欄中「(10)から(25)まで及び(27)から(29)まで」を「(8)から(26)まで」に改め、(3)を削り、(4)を(3)とし、(5)を(4)とし、(6)を削り、(7)を(5)とし、(8)から(25)までを2ずつ繰り上げ、(26)を削り、(27)を(24)とし、(28)を(25)とし、(29)を(26)とし、同表第17号市町村等の欄中「上天草市」の次に「、宇城市」を、「合志市」の次に「、氷川町」を加え、同表中第68号を第69号とし、第42号から第67号までを1号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の1号を加える。

- 42 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号。 以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち、次に 掲げるもの
  - (1) 法第29条第1項の規定による対策地域の指定に関する事務(対策地域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。(2)から(9)までにおいて同じ。)
  - (2) 法第29条第3項(法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取に関する事務
  - (3) 法第29条第4項(法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告、報告及び通知に関する事務
  - (4) 法第30条第1項の規定による対策地域の区域の変更又は 指定の解除に関する事務
  - (5) 法第31条第1項の規定による対策計画の策定に関する事務
  - (6) 法第31条第3項(法第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取及び必要な措置に関する 事務
  - (7) 法第31条第4項(法第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定による協議に関する事務
  - (8) 法第31条第6項(法第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び通知に関する事務
  - (9) 法第32条第1項の規定による対策計画の変更に関する事務

附則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第10号の改正規定は、 公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)別表事務の欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してされた申請その他の行為(いずれも施行日以後において新条例別表市町村等の欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。)は、施行日以後においては、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年12月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 熊本県条例第43号

熊本県情報公開条例及び熊本県個人情報保護条例の一部を改正する条例 (熊本県情報公開条例の一部改正)

第1条 熊本県情報公開条例 (平成12年熊本県条例第65号) の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「記述等」の次に「(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)」を加える。

(熊本県個人情報保護条例の一部改正)

- 熊本県個人情報保護条例(平成12年熊本県条例第66号)の一部を次のように 改正する。
  - 第2条第1号を次のように改める。
  - (1) 個人情報 個人に関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するものを Ń٥,
    - 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁 的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ ない方式で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、 又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政 機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条 第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合すること ができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。 個人識別符号が含まれるもの

第2条第7号中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同条第8号とし、 同条第4号から同条第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号の次に次の1号を加え

- (4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪に より害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じな いようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含ま れる個人情報をいう。
- 第7条第5項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに犯罪歴その他社会的差 別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。
- 第10条第1項中「き損」を「毀損」に改める。 第16条第3号中「含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの」を加 える。
  - 第17条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。
  - 第34条を次のように改める。
- 第34条 削除

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中熊本県個人情報保護条例第2 条第7号を同条第8号とし、同条第4号から同条第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条 第3号の次に1号を加える改正規定及び同条例第7条第5項の改正規定並びに附則第3 項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日から施 行する。 (準備行為)
- 実施機関は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」と いう。)前においても、第2条の規定による改正後の熊本県個人情報保護条例(以下「 新個人情報保護条例」という。)第7条第5項第3号の規定の例により審議会の意見を 聴いた上で要配慮個人情報を収集することを認めることができる。 (経過措置)
- 一部施行日前に第2条の規定による改正前の熊本県個人情報保護条例第7条第5項第 3号の規定により審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めているものは、新個人情報 保護条例第7条第5項第3号の規定により審議会の意見を聴いた上で実施機関が認めた ものとみなす。

熊本県農業振興促進審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成29年12月21日

熊本県知事 蒲

島

郁

夫

# 熊本県条例第44号

熊本県農業振興促進審議会条例の一部を改正する条例 熊本県農業振興促進審議会条例(平成19年熊本県条例第23号)の一部を次のように 改正する。

第1条中「農業振興地域の整備に関する事項」を「農業振興地域の整備に関する法律( 昭和44年法律第58号)第4条第1項に規定する農業振興地域整備基本方針の作成その 他農業振興地域の整備に関する重要事項」に、「農村地域への工業等の導入の促進に関す る事項」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和46年法律第112号) 第4条第1項に規定する農村地域への産業の導入に関する基本計画の作成その他農村地域 への産業の導入の促進に関する重要事項」に改める。

第2条第1項第5号中「工業等」を「産業」に改め、「及び実施計画」を削り、同項第 6号中「工業等」を「産業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。